

公益社団法人神奈川学習障害教育研究協会役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川学習障害教育研究協会（以下「当協会」という。）定款第20条及び第24条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当協会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき役員報酬を支給する。
- 3 役員には、役員賞与を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 当協会の常勤役員の報酬月額、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 報酬の支給日は月末とし、支給方法はその金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(費用)

第6条 当協会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費実費を通勤手当として支給する。

(公表)

第7条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位：円)

号	月額
第1号	300,000
第2号	350,000
第3号	400,000
第4号	450,000
第5号	500,000